

(派遣型) ダブル・ディグリー・プログラム実施に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、昭和女子大学学則第40条及び認定留学に関する内規第2条に基づき、学生の留学を伴うダブル・ディグリー・プログラムの実施に必要な事項を定める。

(ダブル・ディグリー・プログラムの定義等)

第2条 ダブル・ディグリーとは、本学の学生が、外国の大学等（以下「ダブル・ディグリー協定校」という）の学位課程にも所属し、双方の大学がそれぞれ学位を授与することをいう。

2 本内規におけるダブル・ディグリー・プログラムとは、前項による学位取得のために本学とダブル・ディグリー協定校が体系的・計画的に編成した、本学の学生による同協定校への留学を含む一連の教育内容であって、当該学生が双方の大学においてその教育内容を修了したことを適切に評価し、もって双方の大学から学位を授与する教育プログラムをいう。

3 ダブル・ディグリー留学とは、ダブル・ディグリー・プログラムにおいて学位取得に必要な教育課程または単位を修得するため、本学に在学したまま、ダブル・ディグリー協定校で一定期間学修することを目的とした認定留学のことをいう。ただし、認定留学の期間その他については、「認定留学に関する内規」第3条以下の規程に関わらず、本内規の定めに従う。

4 ダブル・ディグリー学生とは、ダブル・ディグリー・プログラムに参加するため、ダブル・ディグリー協定校にも在学する本学の学生をいう。

第3条 (共同実施体制)

ダブル・ディグリー学生の所属学科および国際交流センター国際交流課は、ダブル・ディグリー協定校との教育連携の安定的かつ継続的な実施を確保するため、あらかじめ本学と同協定校間にて、ダブル・ディグリー・プログラムの形成及び実施のために必要な基本方針等に係る協定を締結するものとする。

2 上記所属学科および国際交流センター国際交流課は、ダブル・ディグリー協定校との調整や重要事項を同協定校と定期的に協議し、またプログラムを組織的かつ継続的に運営するため、本学の関連部署と情報を共有し、関係者間の調整等を行うものとする。

(ダブル・ディグリー留学の期間)

第4条 ダブル・ディグリー留学の期間は、最長4期とし、具体的な留学時期及び期間は、本学とダブル・ディグリー協定校にて取り決めるものとする。

(ダブル・ディグリー学生の定員)

第5条 ダブル・ディグリー学生の定員は、本学とダブル・ディグリー協定校との取り決めによって定めるものとする。

(ダブル・ディグリー・プログラムの対象機関・団体)

第6条 ダブル・ディグリー協定校となる機関・団体は、各学科・部署等にて検討し、グローバル推進委員会に諮り、その推薦に基づき大学部局長会の議を経て学長が承認するものとする。

(ダブル・ディグリー・プログラムの参加資格)

第7条 ダブル・ディグリー・プログラムへの参加を希望する者は、心身共に健康で明確な目的を持ち、希望するダブル・ディグリー協定校の指定する要件、同協定校との協定に定める要件及び所属学科の指定する要件を充たさなければならない。

2 ダブル・ディグリー・プログラムへの参加を希望する者は、ダブル・ディグリー協定校の必要とする語学力その他の基準を、同協定校との取り決めによって定めた時期までに充たさなければならない。

(ダブル・ディグリー・プログラムの登録)

第8条 ダブル・ディグリー・プログラムへの参加を希望する者は、ダブル・ディグリー協定校の入学手続きにおいて留学前の事前登録が必要な場合は、次の書類を定められた期日までに所属学科に提出し、ダブル・ディグリー学生の登録を完了しなければならない。

- (1) ダブル・ディグリー・プログラム登録願
- (2) その他グローバル推進委員会またはダブル・ディグリー協定校が必要とする書類
- 2 登録の申出があった時は、所属学科はグローバル推進委員会を経て、学長に報告するものとする。

(ダブル・ディグリー留学の選考)

- 第9条** ダブル・ディグリー留学の選考は、グローバル推進委員会が行う。ただし、グローバル推進委員会が指定するダブル・ディグリー・プログラムについては、学生の所属学科の学科長に選考を委任することができる。
- 2 前項ただし書きに基づき、学科長が選考を行った場合、学科長は選考結果について、速やかにグローバル推進委員会に報告しなければならない。
 - 3 ダブル・ディグリー留学生の選考は、成績、人物、履修計画、語学力等を総合的に判断する。選考方法は、書類審査又は面接その他の方法とし、グローバル推進委員会が決定する。

(ダブル・ディグリー留学の許可)

- 第10条** ダブル・ディグリー留学に選考された学生は、定められた期日までに、次の書類を所属学科からグローバル推進委員会経由で学長に提出しなければならない。
- (1) ダブル・ディグリー留学願（本学所定用紙）
 - (2) ダブル・ディグリー協定校が要求する語学力の証明書
 - (3) その他グローバル推進委員会またはダブル・ディグリー協定校が必要とする書類
- 2 学長は、グローバル推進委員会の審議結果に基づき、大学部局長会の議を経て、申請のあった期間のTUJダブル・ディグリー留学を許可するものとする。

(修得単位の認定)

- 第11条** ダブル・ディグリー留学期間中に修得した授業科目の単位は、学則14条4項および5項に基づき、学長が、本学において修得したものとして認定する。
- 2 ダブル・ディグリー留学を修了した者は、前項に定める修得単位の認定にあたり、次の書類を所属学科及び教務部長を経由し、学長に提出しなければならない。認定された単位については、グローバル推進委員会に報告されるものとする。
 - (1) 単位認定願
 - (2) ダブル・ディグリー協定校が発行する履修科目の成績証明書又はこれに準ずるもの（成績評価基準を示す文書を含む）
 - (3) その他グローバル推進委員会が必要とする書類

(休学期間の取り扱い)

- 第12条** ダブル・ディグリー学生が疾病その他やむを得ない事情で休学を希望する場合は、学則に定める所に従い、許可することがある。
- 2 前項において休学が許可された学生は、ダブル・ディグリー学生としての資格を一時的に失い、復学と同時に再び資格を得るものとする。

(ダブル・ディグリー・プログラムの中止)

- 第13条** ダブル・ディグリー学生が、やむを得ない事情でダブル・ディグリー・プログラムの中止を希望する場合は、すみやかにダブル・ディグリー・プログラム中止願を学長に提出しなければならない。
- 2 ダブル・ディグリー・プログラム中止の許可は、ダブル・ディグリー協定校との協議に基づき、グローバル推進委員会にて審査の上、大学部局長会の議を経て、学長が行う。中止が許可された場合は、当該学生はダブル・ディグリー学生の資格を失うものとする。
 - 3 前項の規定によってダブル・ディグリー学生の資格を失った場合も、ダブル・ディグリー協定校において修得済みの単位は、第11条およびに定める手続きに従い、認定することがある。

(ダブル・ディグリー留学の休止)

- 第14条** やむを得ない事情でダブル・ディグリー留学を休止して帰国し、かつダブル・ディグリー・

プログラムの継続を希望する場合は、すみやかにダブル・ディグリー留学休止願を学長に提出しなければならない。

- 2 ダブル・ディグリー留学休止の許可は、ダブル・ディグリー協定校との協議に基づき、グローバル推進委員会で審査の上、大学部局長会の議を経て、学長が行う。休止が許可された場合は、認定留学の動態を取り消されるものとするが、ダブル・ディグリー学生としての資格は継続する。
- 3 ダブル・ディグリー留学を休止した学生が再びダブル・ディグリー留学を希望する場合は、本内規第 10 条の規定に従い、学長の許可を得なければならない。再びダブル・ディグリー留学が認められた場合、休止前の期間を含めた留学期間の合計はダブル・ディグリー協定校との取り決めによって定められた期間を超えることはできない。

(ダブル・ディグリー留学からの緊急帰国)

第 15 条 ダブル・ディグリー留学中の者が次の各号のいずれかに該当すると判断された場合は、所属学科長が国際交流センターと協議の上、学長の承認を得て帰国させることができる。この場合、できるだけ早い機会に、当該学生の帰国につき、学部長又は学科長が大学部局長会及びグローバル推進委員会に報告する。

- (1) 許可なく留学を中止又は中断した時
- (2) 留学中に学生の本分に反した時
- (3) 規則または法令違反等により、ダブル・ディグリー協定校から除籍処分を受けた時
- (4) その他、学長が帰国させることが適当と判断した場合

- 2 前項で定められた理由により帰国した学生については、学長がダブル・ディグリー留学を取り消す。また、学長は学則に基づき処分することもできる。
- 3 当該学生の所属学科長は、前項で定められた処分のほかに特に処置が必要と判断する場合は、グローバル推進委員会で協議の上、大学部局長会の議を経て、学長の承認を得た後に実施することができる。

(本学における学位授与)

第 16 条 ダブル・ディグリー学生に係る本学における卒業認定及び学位授与については、本学の学則その他関係規程等の定めるところによる。

(ダブル・ディグリー協定校における学位の授与)

第 17 条 ダブル・ディグリー学生の所属学科は、ダブル・ディグリー協定校との取り決めに従い、定められた時期までに当該学生の本学での成績ならびにその他必要な書類を同協定校に送付するほか、同協定校での学位取得のために必要な手続きを求められた場合はこれに協力するものとする。

- 2 ダブル・ディグリー学生は、本学卒業と同時にダブル・ディグリー・プログラムを修了し、同協定校の学位授与については、同協定校の学則その他関係規程に定めるところによる。ただし、当該学生がダブル・ディグリー・プログラムを中止する場合は、本学の学位のみで卒業を認めるものとする。

(ダブル・ディグリー・プログラムに関わる学費等の取り扱い)

第 18 条 ダブル・ディグリー学生は、ダブル・ディグリー留学中においても、本学の学費等を学則に定められた納入期限までに納めるものとする。

- 2 ダブル・ディグリー留学中のダブル・ディグリー協定校における学費等は、同協定校との合意に基づき本学または学生が納付するものとする。
- 3 前項において、ダブル・ディグリー協定校における学費等を自ら納付する学生（以下、「私費ダブル・ディグリー留学生」という。）が本学に納付する学費等の取り扱いについては、別に定める。

(ダブル・ディグリー留学中の文化講座及び学寮研修)

第 19 条 ダブル・ディグリー留学を認められた者の文化研究講座および女性教養講座の扱いについて

は別に定める。

- 2 ダブル・ディグリー留学中の学寮研修は、これを免除とする。

(内規の改廃)

第 20 条 この内規の改廃は、学長の承認を得るものとする。

附 則 この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この内規は、平成 28 年 3 月 7 日に改定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

[ダブル・ディグリー協定校における学位の授与等の変更]

この内規は、平成 29 年 6 月 29 日に改定し、平成 29 年 4 月 1 日に遡って施行する。

[組織変更に伴う委員会名及びダブル・ディグリー留学修了・単位認定手続き等の変更]

この内規は、平成 30 年 12 月 20 日に改定し、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

[修得単位の認定手順に関する規定の改定]

この内規は、令和 4 年 6 月 9 日に改定し、令和 4 年 4 月 1 日に遡って施行する。

[ダブル・ディグリー留学の選考及び許可に関する手続きの変更及び私費ダブル・ディグリー留学生の学納金の取り扱いの追加]

この内規は、令和 6 年 4 月 25 日に改定し、同年 4 月 1 に遡って施行する。

[学年次、進級及び留年に関する学則条項の変更に伴う修得単位の認定に関する条項の改定]